

<照会 1>

「権利擁護（情報支援）」について、貴団体での取組・支援事例を御紹介ください。事例を共有することで、今後の解決に向けた協議を行い、他の団体が同様の取組を行なう際の参考として活用いただくことを目的としています。

【京都府自閉症協会】

自閉スペクトラム症の人には、障害特性に基づいた支援の方法があります。

「環境の視覚的構造化」は、余分な刺激を遮断し、その場所に行けば自分が何をなすべきか見て分かるように環境を作ること。「スケジュール」は、自分が何をどのような順序でするのか自立的に行動するために視覚的に表したもの。「コミュニケーション」では、絵カードを使って自分の要求を伝えたり、支援者が本人にして欲しいことを伝えたりします（絵カード交換システム PECS）。基本的にはこれらの障害特性に応じた工夫をすることが即ち、合理的配慮であると考えます。

- ・ 京都府自閉症協会では、親同士で支援方法を学習し合い、また公開セミナーなどを度々開いて、支援者や市民に対し障害特性や支援方法について伝えてきています。
- ・ 具体的な運動として一例をあげれば、数年前に選挙管理委員会に対し、投票しやすいように配慮を求め要望しました（メモを持参し投票所でそれを見ながら記入する、一覧表での指差しでなく一枚一枚切り離したカードによる指差しを認めて欲しい等々）。
- ・ 本部である日本自閉症協会が大震災後に作成した「防災ハンドブック」は、避難所生活での工夫や支援の注意点などを具体的に伝え、大変好評を博しました。

【公益社団法人京都府視覚障害者協会】

1 文字情報

京視協では、点字・拡大文字・音訳（デジタイズ形式で録音したCDが中心）に加えて、メール版でも提供していて、行政などへもあらゆる媒体での提供を求め、視覚障害者本人が自分に合った形が選べるように各方面に要望している。

永年要望活動を続けてきて、金融機関でも複数の立会いの下、代筆も認められてきている。

銀行、電気・ガス・電話などの月々の利用明細も点字で郵送していただけるサービスも徐々に進んでいる。

それを思うと、健康保険・介護保険・税などのプライバシーにかかわる情報は点字シールだけでなく本人が確認できる方法で通知の必要がある。

2 その他の情報提供

就労・日常生活・移動に困難があるのは、目からの情報が入りにくいことからくるものがほとんどで、同行援護も情報提供のサービスであると考えている。

【特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会】

『ほほえみ交流事業』中に、小学四年生の育成学級の発達障害の児童から、「保育園児の時代に、障害者・障害者と言ってイジメられた。」と話してくれた。保育園児が『障害者』という言葉を知っているとは考えにくく、保護者が子供に教えていると考えられる。

【公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会】

1 ホームページにおいての情報発信

【概要】 精神障害者本人・その家族・一般市民へ向け相談会の告知や利用できる制度の必要な情報や当会の活動等、また、一般市民にも精神保健福祉への理解と支援の輪を広げるために普及・啓発活動を行っています。

2 京都全域を4ブロックに分け、生活相談会&講演会を開催

【概要】 現状において精神障害者をご理解していただくために

- (1) 北部ブロック（京丹後市・宮津市・福知山市・綾部市・舞鶴市）
- (2) 中ブロック（亀岡市・南丹市）
- (3) 南部ブロック（長岡京市・田辺市・宇治市・城陽市等）
- (4) 市内ブロック（北区・上京区・中京区・下京区・右京区・左京区・東山区・山科区・伏見区）

3 相談事業

【概要】 精神障害者本人やその家族が悩みや苦しみを抱えたまま孤立しないように相談窓口を設置し、理解し寄り添いながら相談支援を実施しています。

- (1) 専門職による相談（予約制）相談員3名が対応
- (2) 事務所における相談電話対応（京都市障害者相談員が対応）
月～金 13：00～16：00
- (3) 相談者からの依頼により行政・病院（医院含む）・関係機関に同行支援

4 全体講演会開催

【概要】 精神障害のある人やその家族、またその問題に関心のある一般市民を対象に、広く精神保健福祉の理解を広め、当事者・家族が地域で安心して暮らしていける社会にむけて実施しています。

- (1) 年1回（市内で開催）

【一般社団法人京都社会福祉士会】

京都社会福祉士会は、京都社会福祉会館にあり、バリアフリーで車椅子利用者も来館できる環境です。手話ができる会員は所属していますが、事務局に常駐はしていません。相談活動としては、第四土曜日に「何でも相談会」を開いていますが、手話通訳可能者が常駐している形ではありません。また、相談会への来所時には、通訳者を連れて来所されるなど、相談者が介助者を同行しての相談があります。

権利擁護事業部（ぱあとなあ京都）においては、手話ができる会員が若干名います。

ただ、これまで、家裁から、手話通訳が必要な被後見人等の方の成年後見人等調整依頼は入っていません。以前、聴言センターから、「聴こえないことに理解のある人に後見人等候補者になってほしい」と対応可能な会員に直接依頼が入り、該当する会員が申立時より候補者となって受任することがありました。

また、家裁から全盲の方の後見人等の依頼が入ったこともあり、その際は後見人が就任後ライトハウスに相談しながら後見活動をしました。

【京都司法書士会】

当会では、法教育・消費者問題対応委員会において、中学校、高校、大学等からの依頼により派遣授業として法教育を行っている。その一環として平成30年12月11日に京都府豊学校にいて『ネット上でのいじめ問題』（人権学習の一環）をテーマに派遣授業を行ったが、特化して障害者事案に対するテーマの派遣授業は行っていない。

また、当会の関連団体である（公社）成年後見センターリーガルサポートは、司法書士が成年後見業務に取り組むために設立した法人であるが、会員は後見人等として他の支援者と連携しつつ障害者等の生活に必要な情報を取得し本人に提供するなどして、本人の自己決定を支援している。また会としても研修等を通じて会員の資質の向上に努めている。（平成31年度3月末時点の後見人等受任事件数2174件）

また、京都支部においては、「地域連携推進委員会」を設置し、各地域の担当者が地域のネットワーク会議等に参加するとともに、地域の支援者等からの相談依頼に対して会員を派遣し、成年後見制度を必要な人に知ってもらい活用していただけるための取り組みを行っている。（相談実績平成30年度154件）

【京都弁護士会】

- ・ 触法障がい者との接見の際に、東部自立支援地域協議会の触法障害者専門部会と協同し、アセスメントシートを作成した。
- ・ 府下の5つの精神科病院に、弁護士が出張し、入院患者から法律相談を受ける定期的な出張相談会を行っているが、入院患者が相談の趣旨を理解できるよう、相談員向けのマニュアルとは別に、入院患者向けのマニュアルを作成した。また、相談会の案内のポスターについては、障害当事者にイラストを作成してもらい、障害者が相談しやすいように工夫をしている。

【京都市中部障害者地域自立支援協議会】

- ・ 児童専門部会にて、中部圏域の放課後等デイサービス事業所プロフィールシート集を作成している。開所日、開所時間、対象となる利用者（主とした対象）、職員数、送迎体制、対象となる地域、事業所の特色、プログラム（1日の流れ）などを記載している。
- ・ グループホーム専門部会にて、中部圏域のグループホームを紹介する案内を作成している。また、圏域内でのグループホームの募集状況について、一定の期間ご

とに、集約を図る努力を重ねている。

- ・ 災害支援専門部会において、「災害そなえ KYO チェック」「災害そなえ KYO 調査」として、災害に備えての情報、考えておくこと、用意すること、持ち出し品の準備等の項目内容を整理したチェックシートを作成し、周知を図る努力を重ねている。また、障害当事者と事業所による各学区での防災訓練への参加を通じて、防災の取組みが進むようにとの趣旨から、各区の地域力推進室等が把握している学区での防災訓練の情報を収集し、防災訓練の日程（予定）について、圏域の事業所に情報発信し、周知を図っている。
- ・ 運営会議にて、運営委員より、進路保障のための進路調整に関わる課題、通所事業所の送迎に関わる課題について、報告頂き、検討を行っている。その中で、各事業所の空き情報などの情報共有システム（ICT）の整備についても、課題の一つとして挙げられている。

【京都市東部障害者地域自立支援協議会】

- 1 研修会等の案内で、適宜「特別な配慮を必要とする方は事前にお申し出ください」等と案内する。
- 2 文章理解が困難な方の場合、グラフィッカー（？）の協力を得て、文字の代わりに、イラストなどを使って視覚的に理解しやすくしてコミュニケーションを図る事例も。

【社会福祉法人京都市社会福祉協議会】

- ・ 館内の希望される行先（会議室等）までの同行支援
- ・ 自動販売機に点字シール添付
- ・ 筆談による対応、耳マークの掲示
- ・ 会議室利用の際に対するヒアリンググループ貸出
- ・ 委員会等の会議・講演会・区民集会などにおけるヒアリンググループの設置
および手話通訳・要約筆記者の配置、点字資料・拡大資料の作成
- ・ 必要に応じてパソコン画面を活用した面接対応
- ・ 車いすの貸出、講演会等における車いすの席の設置
- ・ 多目的トイレの設置
- ・ 必要に応じて各種文書等の漢字にフリガナを付記

※京都市内各区社会福祉協議会の取組も含む

＜照会 2＞

上記の取組・支援事例について、他の団体にお知らせしたいこと、教えてもらいたいこと、連携したいこと等を御記載ください。

【京都府自閉症協会】

障害者と言っても、障害種別によって大きな違いがあります。互いに分かり合える機会もあまりなく、このような機会にいろいろな団体の支援事例についてお聞きしたいと思います。

【特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会】

『ほほえみ交流活動事業』等で、児童や生徒への啓発は進んでいるが、保護者や市民に対する啓発事業を、教育委員会にも考えて欲しいと思う。

【公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会】

- 1 専門職での相談以外の相談事業においては、精神障害者以外のご相談等については、傾聴した上で、他の2障害の団体へ繋げ連携をとっています。
- 2 当事者含む他団体との実行委員会にも出席している関係で事業の案内は行っています。
- 3 行政・関係機関・他団体との連携は、とても重要で、具体的な連携ネットワークがひつようであると考えます。

【京都司法書士会】

成年後見制度利用促進基本計画に基づき権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築される中で、成年後見制度が必要な人に活用してもらえるよう関係諸機関とさらに連携を深めていきたい。

また、当会会員が障害者を支援するにあたり必要な情報等を今後ともご教示いただけるとありがたい。

【京都市中部障害者地域自立支援協議会】

- ・ 上記（照会 1）の取組みにおいては、事業所情報に関わることの情報共有など、いずれも全市的な課題と捉えられる内容が多く含まれており、同様の課題に対して、他の圏域にて取り組まれている内容について、参考にさせて頂ければと思います。

また、権利擁護（情報支援）に関わる内容について、運営会議において出された主な意見としては、以下の通りとなります。

- ・ ヘルプカードが周知され、利用しやすいものとなり、また、福祉サービス事業所においても入手しやすくなることを望む。

- ・ ヘルプカードの案内が、ヘルプマークの案内等と混同されるところがある。ヘルプマークとヘルプカードについて混同しやすいと思われる。
- ・ 重要事項説明書や契約書など、文字や言葉を通しての説明が多くなり、理解を得ることや文字認識が困難なご利用者が多くおられる中で、説明がなされる場合が生じる。簡潔な説明などによる方法についても検討する必要があるのではないか。
- ・ 市民しんぶんは、町内会(自治会)に入っていないと配布されないが、ハザードマップも含めて、もう少し全戸配布に向けた手立ては考えられないものか。

【京都市東部障害者地域自立支援協議会】

- 1 発達障害者がヘルパー事業所と契約する際、契約書の内容や契約行為の理解に時間を要する（契約しサービスが始まるまでの相談回数が多くなる）。自身が理解しやすいように事業所に契約書の変更を求め、契約書を本人用に修正できるまでの複数回の相談は、契約前は無報酬に応じることになる。そのようなコミュニケーション支援が必要な方の支援（相談）に対して、事業所が報酬を得ることはできないか。
- 2 他圏域にお住いの聴覚障害者が相談に来られ、一度は相談にのったが、継続的な相談は住所地の支援センターか聴言センターに相談に行ってもらおうよう話した。その方の圏域の支援センターに問い合わせたところ手話ができる職員はいないとのことだったので、遠方になるが聴言センターに相談に行ってもらおうようになった。
- 3 日本語が理解できない、あるいは理解が不十分である母語が外国語（中国語など）の障害者や主たる介護者に対して、計画相談にかかるサービス担当者会議の場面などで日本語通訳者が保障されていない。本人や保護者とサービス提供事業者、相談支援担当者との意思疎通、内容の共有をどのようにしているか。（現状は、中国語が話せるヘルパー事業所担当者を介しているケースもあるが、通訳まではできていない。）

（参考）

手話通訳者・要約筆記者派遣費用は、圏域の自立支援協議会の運営費で支払うのではなく、京都市が負担するようにできないか。（高齢分野では包括支援センターが予防講座を実施した際の手話通訳者派遣費用は、京都市聴言センターが、どの包括支援センターから依頼があったのかを京都市健康長寿推進課に費用請求している。同様の形にできないか。）